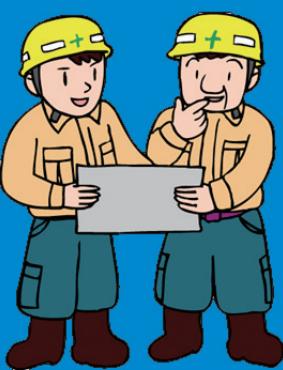


島根の建設業の労働災害



アセスメント
リスク取り組む
アセスメント

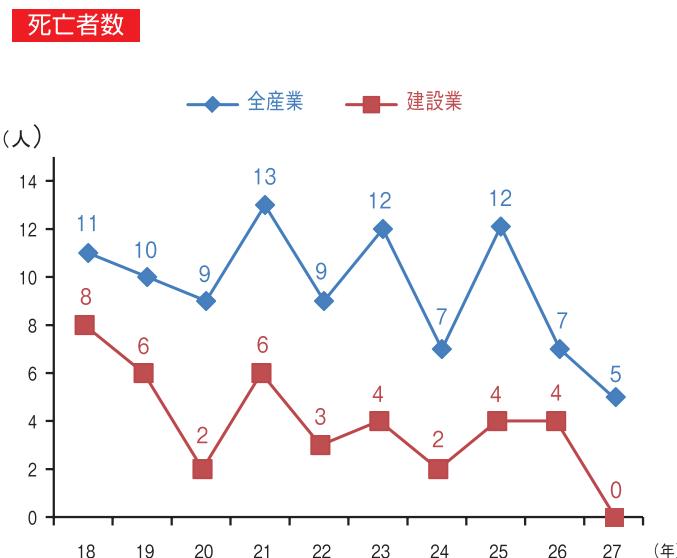
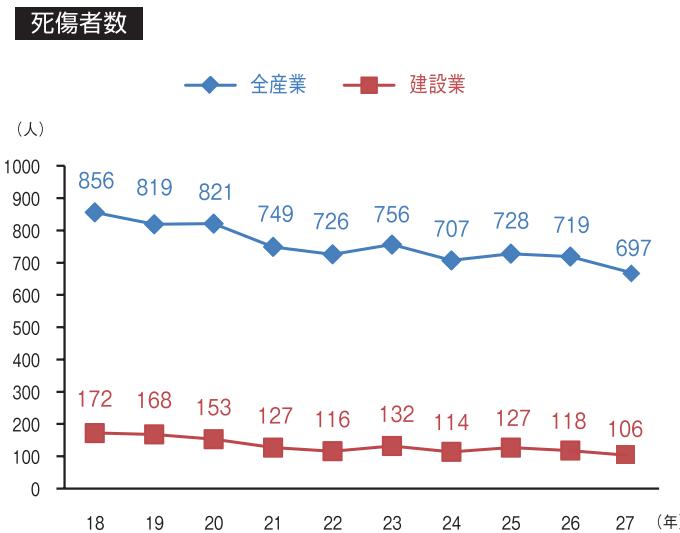


無くならない!
労働災害

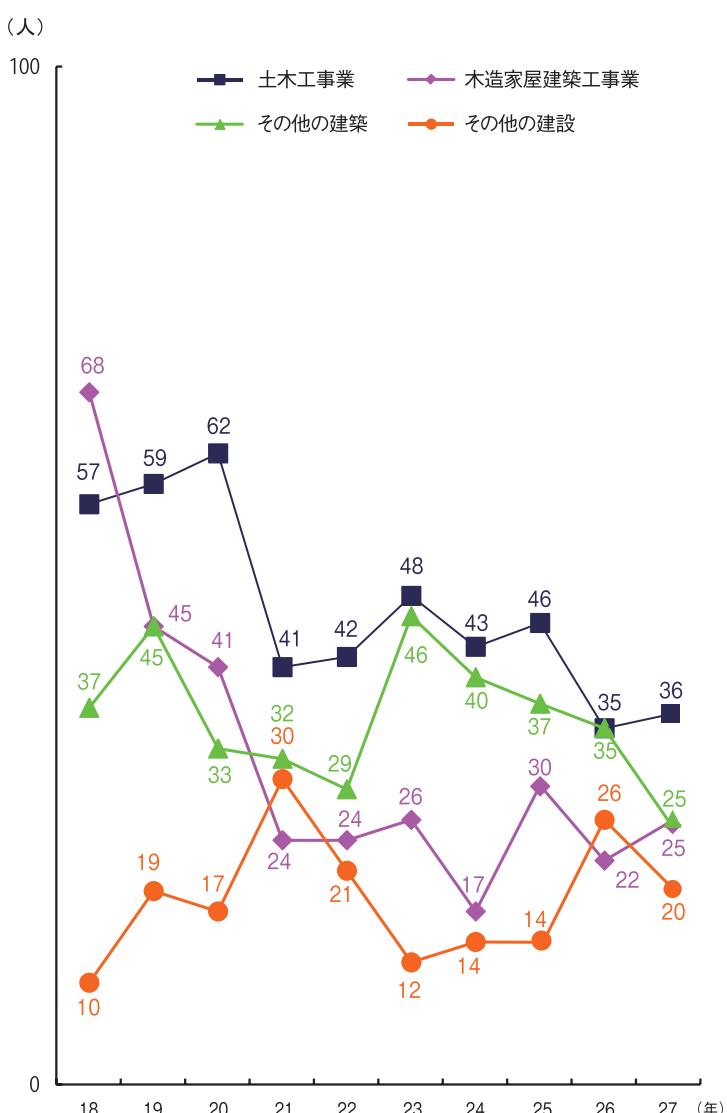
島根労働局

平成27年に島根県内において発生した、建設業の休業4日以上の労働災害について集計しました。事業場、現場等での安全衛生活動等にご活用ください。

年別労働災害発生状況



業種別労働災害発生状況



建設業ほか主な業種の労働災害発生状況

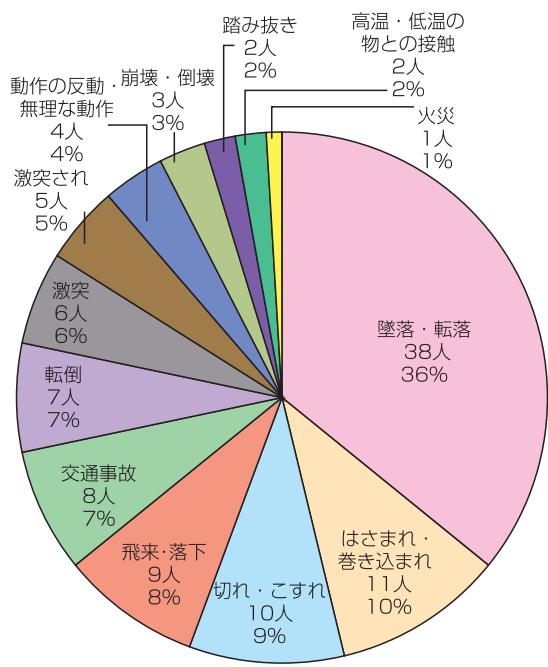
業種	全署計					松江署			隠岐			出雲署			浜田署			益田署					
	26年 死亡	27年 死傷者	増減数	増減率 (%)	26年 死亡	27年 死傷者	増減数	26年 死亡	27年 死傷者	増減数	26年 死亡	27年 死傷者	増減数	26年 死亡	27年 死傷者	増減数	26年 死亡	27年 死傷者	増減数				
全産業計(除鉱山法適用)	7	719	5	697	▲22	▲3.1	3	282	2	244	▲38	0	24	1	19	▲5	2	247	1	258	11		
建設業	土木	1	35	0	36	1	2.9	1	8	8	0	3	2	▲1	10	14	4	10	9	▲1	7	5 ▲2	
	木造建築	1	22	0	25	3	13.6	1	8	7	1	1	1	1	11	8	▲3	1	9	5	▲4	1	4 ▲3
	その他の建築	1	35	0	25	▲10	▲28.6	1	12	7	▲5	1	1	0	10	9	▲1	9	8	▲1	4	1 ▲3	
	その他	1	26	0	20	▲6	▲23.1	1	19	7	▲12	0	0	0	0	1	4	11	7	3	2	▲1	0
	小計	4	118	0	106	▲12	▲10.2	2	40	0	30	▲10	0	4	0	4	0	1	35	0	42	7	1 ▲2
製造業	0	158	0	153	▲5	▲3.2	0	51	0	52	1	0	3	0	2	▲1	0	61	0	51	▲10	0	21 ▲7
運輸・交通業	0	61	0	57	▲4	▲6.6	0	29	0	32	3	0	1	0	0	▲1	0	16	0	14	▲2	0	12 ▲1
林業	1	64	0	53	▲11	▲17.2	0	16	0	12	▲4	0	5	0	5	0	1	24	0	20	▲4	0	12 ▲4

注: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。

事故の型別発生状況

特徴

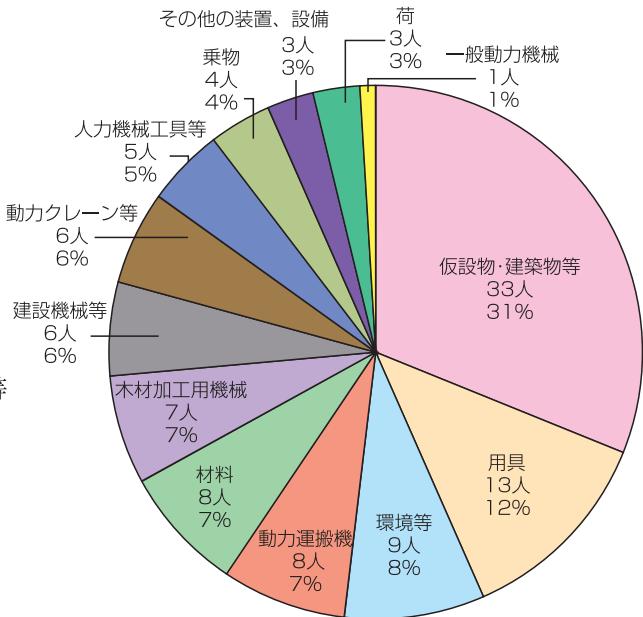
- 墜落・転落……はしご・脚立等、屋根・はり等、建築物・構築物に起因して発生しているものが多い。
- はまれ・巻き込まれ……建設機械、手工具、動力クレーン等に起因して発生している。
- 切れ・こすれ……木材加工用機械、手工具に起因して発生しているものが多い。
- 飛来・落下……建築物・構築物、建設機械等に起因して発生しているものが多い。



起因物別発生状況

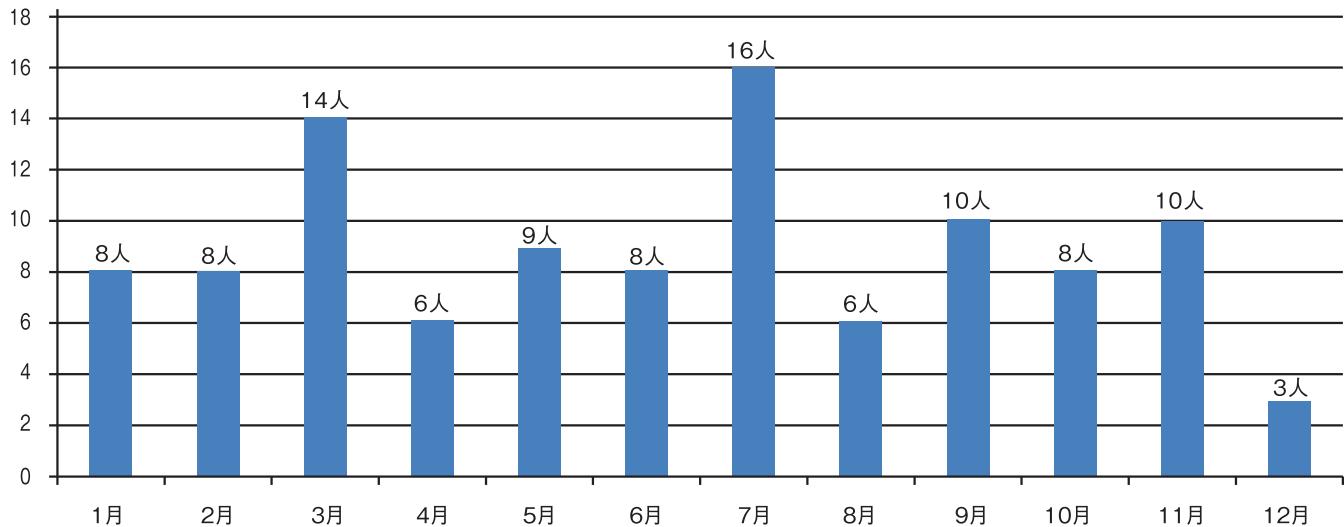
用語解説

- 仮設物・建築物等 …足場、屋根、通路、建築物等
用具 …手工具、はしご、玉掛用具等
環境 …地山・岩石、立木、高温・低温環境等
動力運搬機 …トラック、コンベア等
材料 …金属材料、木材、石等
木材加工用機械 …丸のこ盤、チェーンソー等
建設機械等 …ドラグ・ショベル、ブル・ドーザー、ブレーカー等
動力クレーン等 …クレーン、移動式クレーン等
人力機械工具等 …人力運搬機、手工具等
乗物 …乗用車、バス、バイク等
その他の装置・設備 …冷凍設備、集じん装置等
荷 …荷姿のもの、箱物等
一般動力機械 …混合機、食品機械、ロボット等

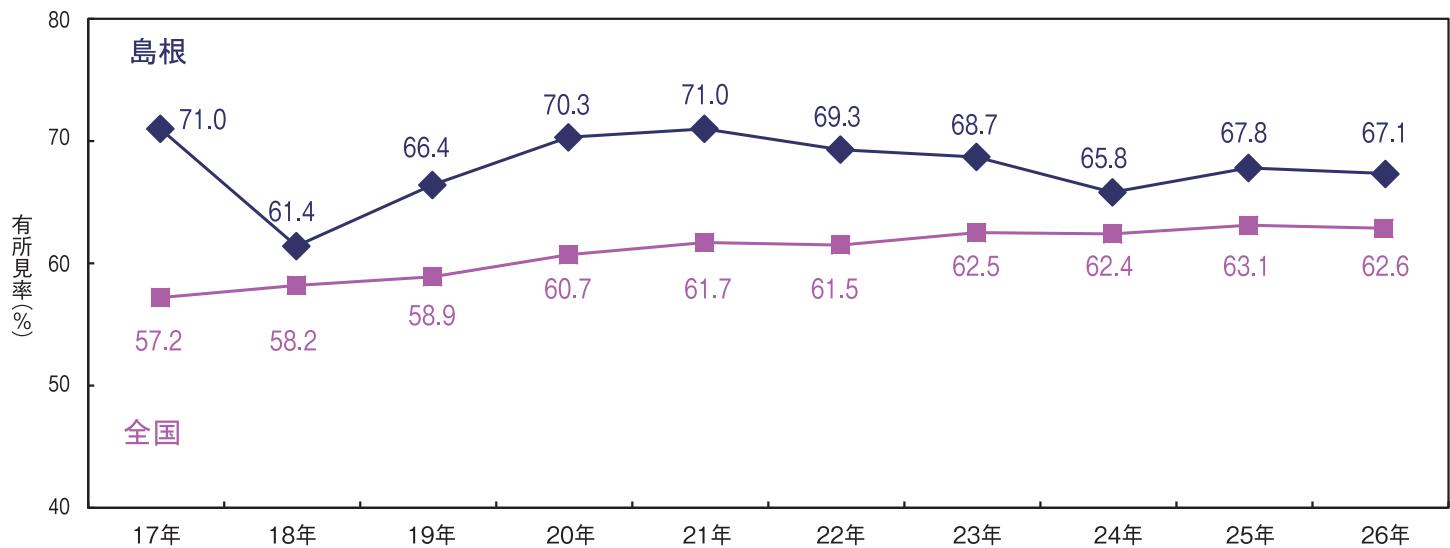


FILE 2015

月別労働災害発生状況



定期健診有所見率の推移

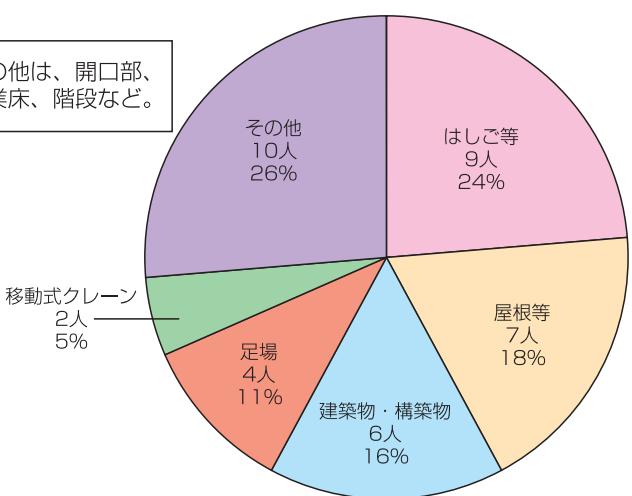


墜落・転落災害の起因物別労働災害発生状況

特徴

- はしご、脚立等からの墜落・転落が24%を占めている（低所における墜落防止対策が検討されていない等の問題がある。）。
- 屋根、はり、もや、けた等からの墜落・転落が18%を占めている（足場が設置されていない、防護ネットが設置されていない、安全帯を着用していない等の問題がある。）。
- 建築物・構築物からの墜落・転落が16%を占めている（低所における墜落防止対策、通行する箇所の墜落防止対策が検討されていない等の問題がある。）。

その他は、開口部、作業床、階段など。



島根県内の建設業の死亡災害一覧(平成22年～平成27年)

NO.	発生年月	元請 下請	発 生 状 況	主な原因
1	H22年4月	下請	被災者は、建設中の構造物の使用前検査準備作業のため、溶接部の磨き等の外觀仕上げ作業をしていた。午前11時50分頃、作業が終了したので炉外に出ようと作業で使用した用具を入れた取っ手付きの缶を持って、はしご(高さ約8.5m、設置角度約85度)を上っているとき、高さ4.4m付近でバランスを崩し、墜落したもの。	高さがあるはしごの昇降について、安全帯を使用していなかったこと。 取っ手付きの缶を持って、はしごを上ったこと。
2	H22年5月	下請	湖の沖合において、被災者は、別の船で作業を行っていた労働者の船が動かなくなり、小型船で救助に行くため、台船と小型船を繋いでいるロープを外し、小型船に乗り救助に向かう途中、繋いでいたロープ(長さ約3m)の片方が湖に垂れていたので、エンジンをかけたまま操縦室から出て引き上げようとした際、バランスを崩して船から湖に転落し溺死したもの。	自動膨張式救命胴衣は着用していたが、ガスがなく機能を果たさなかったもの。
3	H22年5月	元請	被災者が納屋中2階を掃除するために、ほうきとちり取りをもって移動はしごを上っている際、バランスを崩し、約3m下のコンクリート土間に墜落したもの。	ほうき等を持ってはしごを上ったため、バランスを崩して墜落したもの。
4	H23年1月	元請	国道沿いにおいて、被災者は電柱調査業務に従事していたところ、国道を走行してきた自動車にはねられたもの。	
5	H23年4月	下請	被災者は、車両系建設機械を使用して、前日の掘削残土が仮置きされている土止め鉄板部の土砂を搔き出し、残土搬出場所である斜面下方へ落とす作業に従事していたが、当該作業箇所から前方にある斜面から当該機械と共に約40m下の河川に転落し、転落した際、被災者は当該機械から投げ出され、土砂に埋まっているところを発見されたもの。	軟岩上の表土の流出しやすいところで、重機を動かしたため、路肩が崩壊し、転落したもの。 路肩部が不明確であった。
6	H23年9月	下請	被災者を含む5人が抗口から約2,700mの切羽付近で掘削作業を行っていた。発破作業が終わり、ドラグ・ショベルとトラクターショベルを切羽近くに配置して、各機械の運転者以外の被災者を含めた3人が後方で待機し、各機械によるずり出し作業を行っていたところ、被災者がドラグ・ショベルの左後側の履帶部分に轢かれたもの。	機械の接触する可能性のあるところに立ち入ったこと。 重機後方にいる労働者への合図不足。
7	H23年12月	下請	トラッククレーンを使用して、クレーンの荷台に据え付けてあったタンクを隣に駐車していたトラックの荷台に積み込み、トラックの運転席の屋根の上においてクレーンのフックから玉掛け用ワイヤーロープを外し、トラックの運転席の屋根から降りようとした際に墜落し、墜落した際、トラッククレーンのあおりに激突した。	トラック運転席上の屋根に上がり、玉掛け作業を行っていたこと。
8	H24年1月	下請	残土を運搬するため、勾配のある運搬路上を不整地運搬車を走行させての試運転中、運搬路上を下る途中で当該機械とともに転倒し、退避しようとした被災者の上に当該機械が覆い被さる状態で当たったもの。(当該機械は運搬路の側方にある排水路まで転落した。)	無資格運転であり、不整地運搬車の性能を超える勾配の運搬路上で使用したこと。
9	H24年11月	下請	被災者一人で、ドラグ・ショベルを用い法面の掘削作業を行っていたが、数時間後に、ドラグ・ショベルもろとも転落しているところを発見されたもの。	ドラグ・ショベルの作業床の一部(路肩)が掘削残土であり、崩れやすかつたこと。
10	H25年1月	元請	チェーンソーを使用して立木の伐倒作業に従事していたが、木の切株付近に倒れているところを、一緒に現場へ入場していた同僚労働者に発見されたもの。	チェーンソー作業に係る特別教育を修了していない者に立木の伐採作業を行わせたこと。 かかり木の処理が適切でなかったこと。
11	H25年6月	元請	会社資材置場において、ロープで結束した塩ビ製パイプをドラグ・ショベルで吊り上げて運搬作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルの履帯が溝に落ちて横転し、運搬の補助作業を行っていた被災者がその下敷きとなったもの。	車両系建設機械について、作業計画を定めず、用途外に使用し、転倒防止措置を講じていなかったこと。
12	H25年7月	元請	被災者がハンドガイド式ローラーを運転して移動中、後進してきたダンプトラックに背後から激突され、転倒した際にダンプトラックの左後輪に頭部を轢かれたもの。	ダンプトラックについて、作業計画を定めず、接触防止措置も講じていなかったこと。
13	H25年7月	下請	集じん装置の外壁修理作業において、被災者が足場上を溶接棒の入ったペール缶と溶接機の電源コードを持って移動中、軀体と足場板の間の26cmの隙間から約24m下の地面に墜落したもの。	足場板と軀体との間に隙間があったにもかかわらず、墜落防止措置を講じていなかったこと。
14	H26年1月	元請	被災者らは、山中で試験作業を行っていたが、装備が不足していたため、作業を中断して下山することにした。 先に下山した作業員らは、被災者が下山してこないため捜索したところ、山道から法面下方約10mの立木に、意識不明の被災者が引っかかっているところを発見したもの。	作業員が通行するための安全な通路を設けていなかったこと。
15	H26年5月	元請	木造家屋改築工事において、瓦を葺く作業のため1階屋根上を歩行中、3.61m下の地面に墜落したもの。	保護帽が未着用であり、着用指導も徹底されていなかったこと。 届い、安全帯を使用するための親綱等墜落防止措置を講じていなかったこと。
16	H26年5月	下請	変電所の設備の点検を行うため、点検範囲の停電措置を取ったが、被災者は活線区域の両端に「危険」表示を設置の上、母線の取付け部分のがいしをウエスで拭こうとしたところ感電したものです。	作業指揮者を定め、作業を直接指揮させていなかったこと。 作業区画が計画どおり示されなかつたため、監視員が適切な監視区域において監視できなかつたこと。
17	H26年6月	下請	新築建物軀体の3階において、足場から木製型枠の解体作業を行っていたが、同僚が様子を見に行ったところ、足場から2.5m下の床面に意識不明の状態で倒れている被災者を発見したもの。	作業床の設置及び安全帯の使用等の墜落防止措置を講じていなかったこと。

※平成27年は島根県内の建設業で死亡災害は発生していません。